



発行：文部科学省科学研究費補助金

新学術領域研究「法と人間科学」代表：仲真紀子

総括班出版担当：伊東裕司・指宿信・城下裕二（50音順）、支援室

◆ 目次

- 「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ----- 1
 - ・2014年度 模擬裁判開催
 - ・2014年度 全体会（合宿）開催 <メンバーイベント>
 - ・ニュースレター vol.7（3月号）
- 実務家と研究者のクロスセクション ----- 2
 - 「人・社会の文化と法」
 - 彩北法律事務所 弁護士 吉岡 征雄
- 研究アゴラ ----- 3
 - 分担執筆著書の紹介
 - 『民主主義の「危機」
 - 国際比較調査からみる市民意識—
 - 山口大学 人文学部 高橋 征仁
 - ・総括班支援室からのご案内

巻頭歳時記

今年は、全国的に暴風雪に見舞われることが多く、普段雪の降らない地域でのご苦労が忍ばれます。一方で札幌は例年より1ヶ月程早くアスファルトにお目にかかる暖かい冬となりました。

12月14日には、第2回東京法と心理研究会が開催され、多様な話題と実務家との意見交換など充実した内容でした。詳しいレポートは、今月発行のニュースレター vol.7をご覧ください。年明け1月12日には、参加希望者多数のため再度、田中先生企画の実務家研修「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」を開催いたしました。前回同様に盛会となり、こういった研修に対するニーズの高さがうかがわれました。同月24日には、元公募班の櫻井先生企画「大学のカルト対策4」も開催し、内容の濃い討議が行われました。これから年度末には、3月28日の模擬裁判、3月29日の全体会があります。今年は3月末日の開催とあって、名実ともに本年度のメトとなります。

総括班支援室は、校舎の改装工事が終了したため、2月末日、写真の古河記念講堂から文学部棟プロジェクト室213に移りました。（総括班支援室・高橋）



「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

■ 2014年度 模擬裁判 開催

「熟議型意識調査等を活用した模擬裁判員裁判 ～裁判員の意識、市民の意識～」

2014年度の「法と人間科学」模擬裁判を龍谷大学にて開催いたします。
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/648/>

■ 日時：2015年3月28日（土）13時00分～18時00分（予定）

■ 場所：龍谷大学深草学舎 紫光館4階 法廷教室

（京都市伏見区深草塚本町67）

アクセス：http://www.ryukoku.ac.jp/about/campus_traffic/traffic/t_fukakusa.html

■ 2014年度 全体会（合宿）開催

メンバーイベント

2014年度も、法と人間科学・領域メンバーの研究成果報告と有機的交流を目的とした全体会（合宿）を龍谷大学にて開催いたします。参加募集は既に締め切らせていただきました。

また、参加の皆様には、お忙しい中、事前課題へのご協力誠にありがとうございました。

後日、回収した成果報告と討議用のアイデアをとりまとめ、討議のメンバーリストとともに配信・ご案内いたします。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/647/>

■ 日時：2015年3月29日（日）9時30分～16時00分

■ 場所：龍谷大学深草学舎 紫光館4階 401教室

※同日29日（日）9:10～9:30、総括班会議を同会場にて開催いたします。本年度の予算報告と次年度活動企画検討が主な議題となります。

総括班の先生および研究班代表者は、万障お繰り合わせの上ご参加下さい。

■ ニュースレター vol.7

3月に、法と人間科学・ニュースレター vol.7を発行いたします。下記に目次をご紹介します。今月発送予定ですので、皆様のお手元に届きますまで、今しばらくお待ち下さい。

● イベントレポート：国際シンポジウム開催報告

「取り調べと可視化—新しい時代の取り調べ技法・記録化と人間科学—」

立命館大学・教授 稲葉 光行

● 第2回 東京法と心理研究会レポート

千葉大学・准教授 佐伯 昌彦

● 第5,6回 実務家研修レポート

「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」

四天王寺大学・准教授 田中 晶子

● ニューオーリンズ児童権利擁護センター：

オードリー・ヘップバーン ケアセンターを訪ねて1

北海道大学大学院・教授 仲 真紀子

● 札幌法と心理研究会レポート

・実務現場での司法面接への取り組みと現況

仙台地検・主任捜査官 千田 早苗

・各月の活動

● イベントカレンダーとお知らせ

※ニュースレターと法と人間科学通信のバックナンバーは、下記 URL から閲覧、ダウンロードできます。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/newsletter/>

実務家と研究者のクロスセクション



人・社会の文化と法

彩北法律事務所 弁護士 吉岡 征雄

吉岡先生は、本年度12月の札幌法と心理研究会に参加して下さいました。ここでは、先生ご自身の視点から法と人間科学考をご執筆いただきました。また、12月の札幌法と心理研究会の様子は、今月発行予定のニューズレター vol.7 に掲載されます。登壇の仙台地検・千田先生がレポートされていますので、そちらも併せてご覧ください。

ギリシャの哲人ソクラテスは、「悪法も法なり」と従容として毒をあおったと言われています。

しかし、国民主権の現代日本においては、「悪法は改正すべきもの」とも言えますし、法の制定、改正が議会の多数決で決まる以上、一部の人の人にとっては、「悪法も法なり」と言はざるを得ないかもしれません。人は社会の規範となる法を制定しますが、人もまた人が構成する社会も不変ではありませんから、法はその影響を受けて変化します。ただこの三者は、変化のスピードも方向性も異なっている以上、複雑かつ微妙にからみ合っていますから、これにかかわる人間科学と法学には密接な関係が求められると言えそうです。

先日、研究会で話題になった時効（民事・刑事）の問題も、この、人と社会の変化という視点を交えて考えてみるのも良いかと思われまます。

ところで、民法については、今国会で大改正に向けた審議がなされる動きがありますからその動向を見守りたいと思います。これに対し刑事法に関しては、実体法の改正は一部分に留まっているものの、手続法分野では刑罰の本質や刑罰権の行使にかかわる大きな改正が何点かありますが、その背景に日本人や日本社会の変化を見ることができません。まず、裁判員裁判の制度です。

この制度は専門家の間では概ね順調に運用されていると見られていましたが、裁判員裁判による一審の死刑判決が相次いで最高裁で否定されたことから本質的な問題点が浮き彫りにされました。死刑判決はより一層慎重であるべきとの最高裁の基本姿勢は理解できますが、その一方で裁判員の判断を最大限尊重すべきとする従来からの基本姿勢も当然であって、その整合性をどう解決するかが課題と言えそうです。

したがって、死刑存廃論に登場する仮出獄を認めない絶対的無期刑の導入の可否、世論調査にみる国民の意思の尊

重といった刑罰をめぐる重いテーマに取り組むことが避けられない段階にあると思います。

次は検察審査会制度です。検察審査会における国民の代表たる審査員の意見を尊重するとの考えから起訴強制制度を新設しましたが、これまでのところ起訴強制となった案件については異常に高い無罪率となっています。これは人権擁護の観点からはどうも軽視できない結果であって、統計数字が少ないからといって放置できるものではありません。このような結果になることは当初より予想されたことであって、法改正後に人や社会が変わったということではなく、人や社会の実情を十分考慮しなかったところに問題があったのではないかと思います。

以上の2点とは視点が少し違いますが、刑事司法全体を通じて被害者の地位や役割重視への変化があります。

時効や告訴期間の変更、被害者（遺族）の法廷手続への関与、各種の被害者保護制度の創設がありますし、被害者の声に後押しされた危険運転致死罪の新設もあれば、同罪への適用変更を求める検察への働きかけというように、刑事手続のあらゆる段階で被害者の声を生かす法の制定や、社会の活発な動きがみられます。これは、刑事手続が刑罰権者（国家）と被疑者・被告人との対立構造としてとらえられてきたのに対し、国民（人）が主権者としての主張をするようになり、訴訟手続が3極構造になったとまでは言えないものの、少なくとも2極構造が修正されていると言えると思います。

今後人や社会がどう変化し、被疑者・被告人や被害者をめぐる法がどのように変化していくのか、いや変化していくべきなのか人間科学と法学の専門家として発信していく必要があると思います。

研究アゴラ



分担執筆著書の紹介

『民主主義の「危機」—国際比較調査からみる市民意識』

山口大学 人文学部 教授 高橋 征仁

つい数年前まで、東西冷戦の終結やアラブの春は、政治システムとしての「民主主義の勝利」を約束しているように思われていました。しかし、紛争とテロに覆われた現在の世界情勢を見ればわかるように、事態はそれほど単純なものではありませんでした。そして今度は、まるで手のひらを返すかのように、民主主義に対する失意とあきらめの言説が溢れています。そうした中、本書では、ISSP（国際社会調査プログラム）データの2次分析を通じて、民主主義の「危機」に関する様々な指摘について、その真偽を検討するという課題に取り組んでいます。

このうち、私は、本書第1章の「若者は本当に政治に無関心なのか？」という課題に取り組んでいます。「日本の若者は政治に無関心である」という指摘を、ほとんどの日本人は全く疑いもせず信じていることでしょう。実際、著名な社会学者たちも、この指摘を前提にして、戦後日本社会を論じてきました。しかし、国際比較調査の結果に照らしてみると、次の4点において、およそ見当違いの議論をしていたことがわかります。

- ①まず、政治的関心についての日本の特徴は、若者の関心の低さではなく、むしろ高齢者の関心の高さにある。こうした政治的関心の年齢格差自体は、ほとんどの国で見られ、ある種の年齢分業（年齢別分業）として考えられる。
- ②若者の政治的無関心は、政治不信や消費水準とほぼ無関係であり、社会が安定化するほど、政治的課題の内容が変化し、年齢格差が拡大する傾向がある。
- ③そもそも政治意識は一枚岩の構造ではなく、救済や民主化、

秩序、自由など複数のモジュールから構成されており、別々の加齢効果を持つ。

- ④若者たちの政治的無関心が社会の危機を招くわけではない。むしろ、日本や東欧諸国では、シルバー・ポリティックスによって社会の硬直化が生じている可能性が高い。

今回の法と人間科学の公募班研究「青年期における法意識の揺らぎに関する進化心理学的アプローチ」では、上述したような社会調査の知見を、A 神経科学的な実験研究と B 進化心理学理論という2つの方法で展開しようとしています。そして、こうした学際的な＜反抗期＞研究を通じて、たんなる服従や同調にとどまらない、ヒトの社会性の複雑さや巧妙さを理解したいと考えています。

【参考】<http://www.keisoshobo.co.jp/book/b185082.html>

『民主主義の「危機」—国際比較調査からみる市民意識』

編著：田辺俊介

出版社：勁草書房

ISBN-13：978-4-326-65390-4

発売日：2014年12月

判型：四六判・304ページ

定価：3,240円（税込）

総括班支援室からのご案内

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域のHP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学・総括班支援室（事務局）へメール（lahs * let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

<連絡先>

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科

新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室

E-mail: lahs * let.hokudai.ac.jp, Tel. (011) 706 - 3912

法と人間科学 HP <http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>

※メールアドレスは*を@に換えてご利用下さい。



LAW AND HUMAN SCIENCES